

JIMTOF 2022

JAPAN INTERNATIONAL MACHINE TOOL FAIR

JIMTOF
60 YEARS

会場規模を拡大、過去最大規模での開催!

JIMTOFは、皆様のご協力により今回で60周年を迎えました。半世紀以上に渡って最先端の技術と最適なソリューションを発信し続けてきたJIMTOFは、これからも様々な技術と出会い、進化と発展を遂げて工作機械の発展に寄与して参ります。今回のJIMTOF2022は、会場規模も拡張し、過去最大規模での開催となります。4年ぶりに皆様と会場でお会いできる日を、事務局一同心待ちにしております。

JIMTOFとは

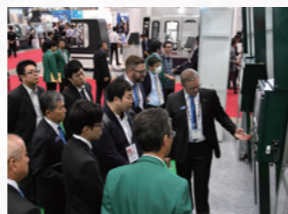
I 世界で最も早く最先端の技術を見せる見本市

多くの出展者がJIMTOFに合わせて新製品の開発を行うなど、最先端技術がいち早く発表される場として、世界各国・地域の業界関係者より高く評価されています。



II 質・量ともに世界レベル! 幅広い来場者層

景況に左右されることなく、近年のJIMTOFは継続的に10万人以上の来場者をお迎えしており、高く安定した集客力には定評があります。



III 充実した併催企画・高度な情報交換の場

業界最先端の技術者会議から業界トップが経営戦略を語る講演会・セミナーなどJIMTOFは専門性の高い情報が飛び交う併催企画も充実しています。



JIMTOF2022 キービジュアルコンセプト

開かれる扉(ミライ)、世界を動かす技術の出会い

JIMTOFを未来へ続く「扉」に見立て、世界を動かす技術と出会う場所として描きました。扉の中はJIMTOFで最先端の技術と人が出会い結びついていく様子を、金色の光の帯は様々な技術がJIMTOFに集い、出会いを経て世界へ発信されていく様子を表現しています。「開かれる扉(ミライ)、世界を動かす技術の出会い」というキャッチコピーには、4年ぶりの開催となるJIMTOFで多くの素晴らしい出会いが生まれ、産業の躍進に繋がってほしいという思いを込めています。

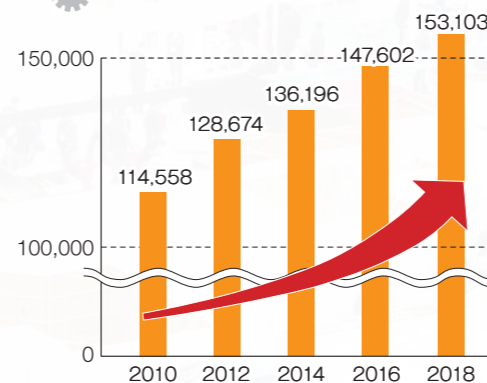


JIMTOF 出展のメリット

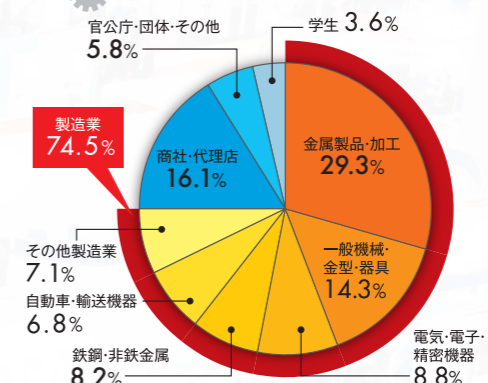
1 製造業関係者を中心とした圧倒的な集客力

近年、JIMTOFへの来場者数は増加の一途をたどっており、JIMTOF2018では15万人を超える来場者をお迎えしております。また、全来場者の7割以上を製造業関係者が占めています。

JIMTOF来場者推移



来場者の業種



15万人を超える来場者数

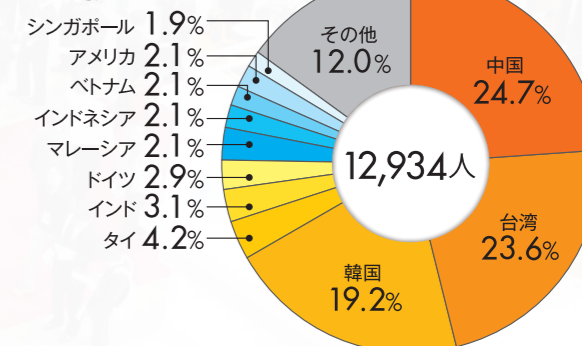
7割以上が製造業関係者

2 海外からも注目、グローバル展開のチャンス

高品質・高性能の製品・サービスを求めて、世界各国・地域からバイヤーが集まります。

JIMTOF2018では海外来場者数が過去最多となりました。また、世界63カ国・地域からご来場いただきました。

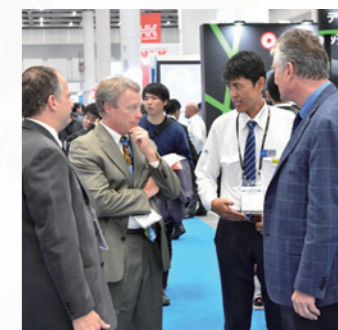
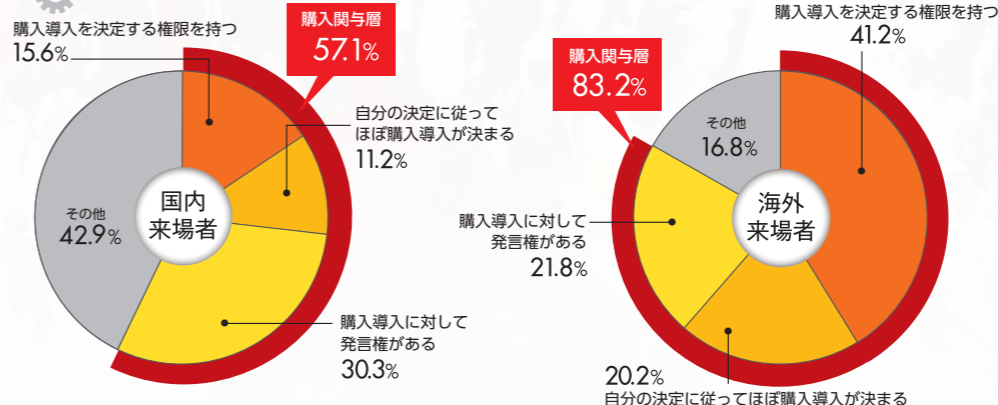
JIMTOF2018 海外来場者数内訳



3 製品購入関与層が多数来場、豊富な商談機会

JIMTOFには製品購入権限のある役員・購買責任者や、実際に製品を取り扱い、購入に関与する方々が多数来場します。直接、製品・技術をアピールし、商談に結び付けるチャンスです。

製品購入等の権限 (JIMTOF2018)



出展効果を高めるサービス&ツール

JIMTOFでは出展効果をより高めるための多種多様なサービス&ツールをご用意しています。また今回は、皆様からのご要望に応え**デジタルPRツール**を更に強化します。JIMTOFは、新たな取り組みによって更なる“出会い”を発信していきます。

デジタルPRツールが更に充実!

JIMTOF2020 Onlineでご好評をいただいた、オンラインでの情報発信をサポートするツールを拡充します。会期中は勿論、会期前後も含めた、より詳細で継続的なPRが可能になります! 会場での商談を更に活性化するためのツールとして、ぜひご利用ください。

NEW! 1 オンラインカタログの機能拡充

出展者全員が無料で登録可能なオンラインカタログで、会期前から見どころや新製品のPRができます。JIMTOF2022からはオプションとして複数の画像や動画も掲載可能になり、更に情報発信手段が充実します。



NEW! 2 公式Webサイトからの情報発信サービス拡充

公式Webサイト上に動画を掲載し、出展者がWebセミナーやPR動画をオンデマンド配信できるオプションをご用意します。また、引き続き出展者独自の最新ニュースリリースも掲載可能です。プレスやバイヤーに対し、事前に出展者情報を提供することで、ブースへの集客や商談効果を高めます。

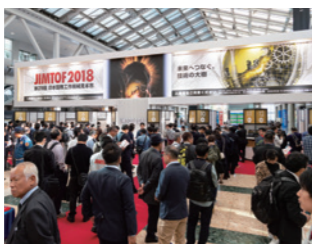


JIMTOFでの“出会い”をサポート!

従来からの取り組みも継続して実施します。60周年の実績を持つJIMTOFだからこそこのサービスを、ご体感ください。

1 来場者データ収集の簡素化

JIMTOFでは、『来場者登録システム』を導入しています。ブースでの来場者数の把握や効率的な顧客管理を行うことが可能です。収集した来場者データは、開催後のフォローアップに非常に役立ちます。



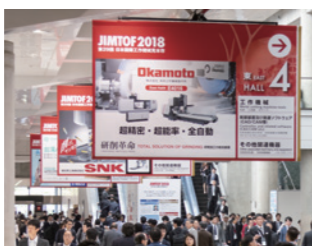
2 出展者ワークショップ

出展者が、最先端の技術・ソリューションを紹介できるワークショップをご用意しています。事前告知用のリーフレット、公式Webサイト、公式ガイドブック、会場マップなどに掲載され、広告効果も期待できます。



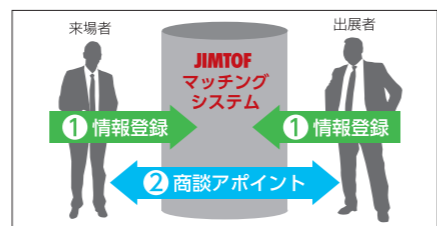
3 出展者用広告

JIMTOFの出展者だけがご利用いただける広告媒体をご用意いたします。会場内外の看板への掲出や、公式ガイドブック、公式Webサイトへのバナー掲出など様々な広告媒体をご利用いただけます。



4 マッチングシステム

無料で参加頂けるマッチングシステムに製品情報を登録すると、開催前より来場者へ直接アポイントを申込むことができます。JIMTOF2022では検索機能をより使いやすく改修し、より便利で効率の良い商談機会をご提供します。



併催プログラム

講演会・セミナー

最先端の技術動向をテーマとした「IMEC (国際工作機械技術者会議)」のほか、各界のオーソリティやパイオニアを講師に迎え、モノづくりの最新情報を発信します。
【JIMTOF2018実績】IMEC2018のほか、EVの性能向上に求められる技術革新、AIとIoT、AI活用の現状と今後の可能性、事業継承などに関する講演会・セミナーを実施しました。



主催者企画展示

「モノづくり」の奥深さや最新トレンドを体験できる企画展示を通し、「モノづくり」の魅力を紹介いたします。
【JIMTOF2018実績】Connected Industries SHOWCASE @JIMTOF2018 ~ものづくり新時代 IoT + 生産現場=“つながる”への挑戦!~、未来に勝つために。~革新と進化を続けるモータースポーツのものづくり~を実施しました。



学生向け企画

学生にモノづくりの世界に興味を持っていただき、将来の進路選択の参考になる情報提供を行います。
【JIMTOF2018実績】工作機械トップセミナー~ようこそ夢のある工作機械の世界へ~、モノづくり業界紹介セミナーを実施しました。



来場者誘致のためのプロモーション活動

1 広告展開・パブリシティ活動

全国紙および業界関連誌、また各種インターネット媒体に、JIMTOF2022の開始告知を掲載いたします。また、海外の有力な工作機械専門媒体に対して、JIMTOFの開催前の紹介記事掲載やJIMTOF会場内での取材活動を促進します。
【JIMTOF2018実績 (媒体国・地域)】
中国、チェコ、ドイツ、インド、イタリア、韓国、ポーランド、南アフリカ共和国、台湾、タイ、アメリカ

2 国内外関連展示会によるPR活動

国内外の関連展示会にて、出展募集や来場誘致活動を実施します。特に海外の展示会ではPR用の出展ブースの設置や記者発表会を開催し、現地の関係者への周知を図ります。
【JIMTOF2018実績】
CCMT (中国)、CIMT (中国)、EMO Hannover (ドイツ)、IMTEX (インド)、IMTS (アメリカ)、InterMold Thailand (タイ)、METALEX (タイ)、METALOBROBOTKA (ロシア)、SIMTOS (韓国)、TIMTOS (台湾) 他

3 公式WebサイトやSNSによる情報発信

JIMTOF2018で月間最大120万PVを超えたJIMTOF公式Webサイトで、展示や講演会・セミナー、各種イベントを紹介します。加えて、公式SNS (Facebook、Twitter) にて最新情報を発信します。

4 メールマガジンによる情報発信

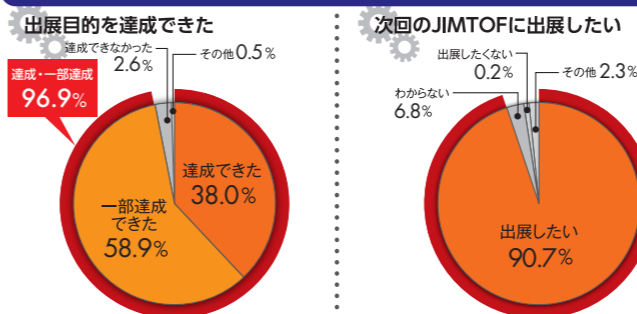
これまでのJIMTOF来場者及びJIMTOF2022の来場登録者に対して、開催までの期間、継続的にメールマガジンを配信し、来場意欲を高めます。

5 国内来場誘致協力要請

国内各地の工業会や行政機関、関係団体などへ協力依頼を行うなど、組織的な来場誘致活動を実施します。
【JIMTOF2018実績】
27都道府県、196団体に協力依頼

JIMTOF出展者の声

JIMTOF2018出展者の声



将来に対する開発の方針を見せる、研究開発 (R&D) のランドマークになりうる展示会。
(国内出展者)

最新鋭の機械をこのJIMTOFで最初に披露するメーカーが非常に多い。来場者からの期待も大きい。
(国内出展者)

ライバルと切磋琢磨し、最高レベルの顧客を得られるJIMTOFは極めて重要な展示会。
(海外出展者)

日本は工作機械産業が非常に強いので、JIMTOFの展示会で日本企業の実力を見ることができるとは最大の魅力。
(海外出展者)

JIMTOF2022への期待の声 (JIMTOF2020 Online出展者より)

- JIMTOFに来場されるお客様は、実際のものを見たい、という欲求が高いと感じる。やっぱり実際の商品を見ながら直接お客様とお話したいという期待がある。
- 次回は実際に展示物を出展して来場者各位に実体験が出来る場にしたい。

JIMTOF2018 開催実績データ

- 来場者数 …153,103名 (うち海外来場者 12,934人) ※重複なし
- 出展者数 …1,085社 (うち海外出展者 320社) ※共同出展者、内部出展者を含む
- 出展規模 …5,524小間 (49,716㎡)
- 講演・セミナー …28セッション
- 出展者ワークショップ …39セッション
- 参加海外工業会数 …15団体
- IMECポスターセッション参加大学・研究所 …54団体 / 71テーマ
- カタログ出展 …22社
- ≪国内外メディア掲載記事数≫
- 国内メディア2,048 海外メディア200 計2,248

開催概要

<p>名称 JIMTOF2022 第31回日本国際工作機械見本市</p> <p>開催趣旨 工作機械およびその関連機器等の内外商取引の促進 ならびに国際間の技術の交流をはかり、もって産業 の発展と貿易の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>会期 2022年11月8日(火)～11月13日(日) 6日間</p> <p>開場時間 9:00～17:00 (最終日は16:00まで)</p> <p>会場 東京ビッグサイト(東京国際展示場) 全館</p> <p>主催 一般社団法人 日本工作機械工業会 / 株式会社 東京ビッグサイト</p> <p>後援 経済産業省 / 東京都 / 日本商工会議所(以上、申請予定)</p> <p>協賛 日本工作機械輸入協会 / 一般社団法人 日本鍛圧機械工業会 / 日本精密機械工業会 / 日本機械工具工業会 / 一般社団法人 日本工作機器工業会 / 日本精密測定機器工業会 / 研削砥石工業会 / ダイヤモンド工業協会 / 日本光学測定機工業会 / 一般社団法人 日本フルードパワー工業会 / 一般社団法人 日本試験機工業会 / 一般社団法人 日本歯車工業会</p> <p>展示場面積 118,540㎡(東・西・南展示棟)</p>	<p>出展物 下記の新品製品とします。※p.13「出展品目別参考表」参照</p> <p>工作機械 / 鍛圧機械 / 工作機器 / 機械工具(切削工具・耐摩耗工具) / ダイヤモンド・CBN工具 / 研削砥石 / 歯車・歯車装置 / 油圧・空気圧・水圧機器 / 精密測定機器 / 光学測定機器 / 試験機器 / 制御装置および関連ソフトウェア(CAD、CAM等) / その他工作機械に関する環境対応機器装置・機器・ 資材・製品・技術および情報</p> <p>出展資格者 前記出展物に関連する設計、製造または販売業を 営む法人および団体ならびにこれに準ずる機関と します。商社や代理店は、出展予定製品の製造業者 の書面による同意書または委任状が必要となります。 出展者は、見本市開催期間中製品を展示し、人 員を常駐させる義務があります。</p> <p>出展申込単位 1小間(3m×3m=9㎡)を基本単位とします。</p> <p>入場方法 出展者を含む完全登録を実施します。</p> <p>会場構成 原則として、上記出展物による類別展示を実施し ます。</p>
---	--

出展規程

1. 料金

種別	基本単位	小間料金	消費税(10%)	合計
主催者会員	1小間(3m×3m)	¥270,000	¥27,000	¥297,000
協賛団体会員 海外工業会会員		¥300,000	¥30,000	¥330,000
国内・海外一般		¥360,000	¥36,000	¥396,000

1-1 「海外工業会」とは、直前に開催した過去3回のJIMTOF(※)において国際インフォメーションセンターに参加実績のある海外工業会をさし、海外工業会会員とは、その会員で、海外工業会を経由して主催者に出品を申し込んだ者として。また主催者が認める在日外国政府機関およびそれに準ずる公的機関についても同等の扱いとします。

※海外工業会の参加実績に関するお問い合わせ先：一般社団法人日本工作機械工業会(P.7参照)

1-2 1ヶ所で20小間を超える申込の場合、20小間を超える部分を対象に、出展料金の10%を割引きます。

例) 協賛団体会員出展者 30小間出展の場合

1-20小間：20小間×¥300,000=6,000,000

21-30小間：10小間×¥270,000=2,700,000

消費税 ¥870,000 出展料金合計：¥9,570,000

1-3 小間の形態・設備

原則スペースのみのお引渡しです。小間仕切りパネルを希望される出展者には、無料にて主催者が指定する規格の小間仕切りパネルを用意します(通路面には設置しません)。ただしパネルを設置する場合は、パネルの厚さ分だけスペースが狭くなります。 ※簡易な装飾を含むパッケージ小間については別途「出展者マニュアル」にてご案内します。

1-4 出展料金には、下記のものを含みます。

- (1)会期および搬入出期間中の出展スペース使用
- (2)会期および搬入出期間中有効の出展者証(ただし、出展小間数に応じて含まれる出展者証の数は異なります。)
- (3)招待券(出展小間数に応じた規定枚数)
- (4)公式ガイドブックへの掲載※1
- (5)公式Webサイトへの掲載※1

※1 共同出展者・内部出展者の掲載については別途費用が発生します。(共同出展者・内部出展者の定義については2-2-(2)をご参照ください。)

1-5 各種負担金、有料サービスの事後請求について

出展に伴い、下記のお申し込みがある場合、別途料金が発生いたします。

利用料金については、見本市終了後に請求いたします。

- (1)電気、給排水、圧縮空気、通信回線、床工事
- (2)招待券料金(規定枚数を超える場合)
- (3)商談室・会議室の利用
- (4)各種印刷物への広告掲載
- (5)来場者登録システムの利用
- (6)出展者ワークショップの開催
- (7)共同出展者・内部出展者情報の公式ガイドブック並びに公式Webサイトへの掲載
- (8)その他主催者が提供する有料サービス

※詳細に関しては、別途「出展者マニュアル」にてお知らせします。

1-6 振込手数料等

出展に係る料金の支払いについて、発生する全ての手数料(送金手数料、円為替取扱手数料、外貨受払手数料、コルレス先支払手数料、被仕向送金手数料、等)は、出展者が負担するものとします。入金金額に不足が発生した場合、主催者は、不足額に加え、事務手続きに必要な経費を10,000円を限度として出展者に請求します。

2. 申込・契約

2-1 出展申込期間

種別	出展申込期間
主催者・協賛団体会員 / 海外工業会会員	2021年10月1日(金)9:00～10月31日(日)23:59
国内・海外一般	2021年11月1日(月)9:00～11月30日(火)23:59

※上記の期間以外には受付いたしかねます。上記時間は日本時間が対象となります。あらかじめご了承ください。

※申し込み状況によっては、お申込みを受けられない場合もございますのであらかじめご了承ください。

※出展は先着順の決定ではありません。出展物の類別等を勘案し、主催者にて決定いたします。

2-2 出展申込方法

(1) JIMTOF公式Webサイトの「出展申込フォーム」よりお申込み下さい。Webサイト以外からの申込みは受け付けいたしかねます。

本見本市に初めて出展申込をする場合は、出展物の概要がわかる資料(類別が判別できるもの)と会社案内を郵送もしくはメールにてご提出下さい。(P.13「出展品目別参考表」参照)。

(2) 複数の企業が同一小間の出展申込をする場合、代表出展者1社が申込をはじめとする手続きや各種料金の支払いなどを一括して行うこととします。

代表出展者以外の出展者のうち、

- 出展ブースに自社の従業員と自社の製品やサービスを提供しているものを共同出展者
 - 出展ブースに従業員は常駐せず、自社の製品やサービスのみを提供しているものを内部出展者
- とします。共同出展者・内部出展者については、出展承諾後、別途、有料にて登録が可能です。

(3) 商社や販売代理店が製造業者に代わって出展申込等を行う場合、出展予定製品の製造業者の書面による同意書または委任状を申込時に郵送もしくはメールにてご提出下さい。様式については任意で構いません。なお海外の製造業者に代わって出展申込等を行う場合、同意書・委任状は和文または英文とします。

(4) お申込みの代表者は本見本市の出展契約の成立について代表権のある者として。

(5) 出展申込内容に変更が発生した場合は、速やかに(株)東京ビッグサイトJIMTOF事務局(以下、「事務局」という。)に書面で通知し承諾を得て下さい。

〈出展申込フォームに関する問合せ先 並びに 海外工業会会員および国内・海外一般問合せ先〉

株式会社 東京ビッグサイト JIMTOF事務局

〒135-0063 東京都江東区有明3-11-1 TEL: 03-5530-1333 FAX: 03-5530-1222 E-mail: jimtof@tokyo-bigsight.co.jp www.jimtof.org

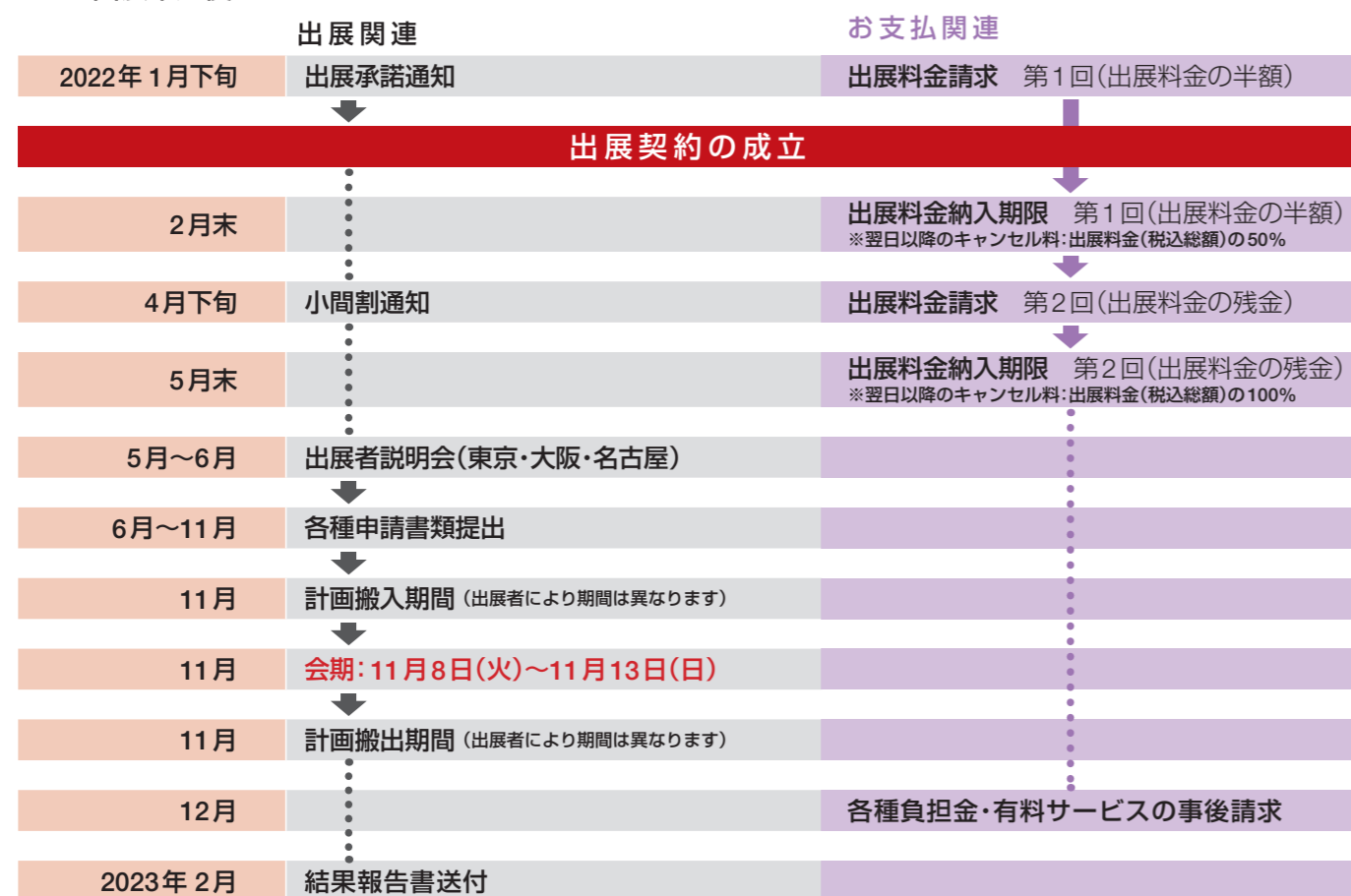
〈主催・協賛団体会員問合せ先〉

各団体により支払方法等が異なりますので、別途各所属団体へご確認下さい。

各団体連絡先 (2021年7月現在)

団体名	TEL	FAX	E-mail	Webサイト
一般社団法人日本工作機械工業会	03-3434-3961	03-3434-3763	jimtof@jmtba.or.jp	http://www.jmtba.or.jp
日本工作機械輸入協会	03-3501-5030	03-3501-5040	info@jmtia.gr.jp	https://www.jmtia.gr.jp
一般社団法人日本鍛圧機械工業会	03-3432-4579	03-3432-4804	info@j-fma.or.jp	https://j-fma.or.jp
日本精密機械工業会	03-3431-5054	03-3434-6955	info@japma.jp	http://www.japma.jp/
日本機械工具工業会	03-3526-6200	03-3526-6301	info@jta-tool.jp	http://www.jta-tool.jp/
一般社団法人日本工作機器工業会	03-3431-4103	03-3434-2613	info@jmaa.or.jp	https://jmaa.or.jp/
日本精密測定機器工業会	03-3434-9557	03-3434-1695	info@jpmia.gr.jp	https://www.jpma.gr.jp
研削砥石工業会	03-3431-5644	03-3431-5645	ohisa@jgw-asn.com	http://www.jgw-asn.com
ダイヤモンド工業協会	03-3580-0849	03-3580-0840	general@ida-j.com	http://www.ida-j.com
日本光学測定機工業会	03-3435-8083	03-3435-8083	info@j-oma.jp	https://www.j-oma.jp/
一般社団法人日本フルードパワー工業会	03-3433-5391	03-3434-3354	info@jfpa.biz	http://www.jfpa.biz
一般社団法人日本試験機工業会	03-5289-7885	03-5289-7889	jtm@jtma.jp	https://www.jtma.jp/
一般社団法人日本歯車工業会	03-3431-1871	03-3431-1872	info@jgma.org	http://www.jgma.org/

2-3 出展申込後のスケジュール(※状況により変わることがあります。)



2-4 出展申込の受諾、申込小間数の調整

主催者は出展申込の受領後、申込内容を承諾した申込者に対して、2022年1月下旬までにその旨を出展承諾通知書にて通知します。なお主催者は、会場収容力を超えた場合や全体の申込状況等を勘案し、前回(JIMTOF2018)の出展実績等を踏まえた上で出展小間数を調整すること、または出展申込を受諾できないことがあります。また申込内容等について検討した結果、申込を受諾できない場合があります。この場合、主催者は小間数の調整を必要とする申込者および出展申込の受諾ができない申込者に対して、2022年1月下旬までにその旨を書面にて通知します。

主催者が申込者の小間数調整を行う場合、または申込を受諾しない場合において、申込者は主催者及び協賛団体に対して補償等の金銭の請求はできません。

2-5 出展契約の成立

主催者が申込者に対し、出展承諾通知書を送付した時点をもって契約成立とします。これに伴い、申込者は出展者として出展スペースの使用権を取得することとします。

2-6 出展手続き

主催者は出展承諾通知書とともに、出展者に対して出展料金の半額(第1回)を2022年1月下旬までに請求します。出展者は請求書に記載する期日までに、所定の振込先に支払うこととします。また主催者は出展者に対して、出展料金の残金(第2回)を2022年4月下旬までに請求します。出展者は請求書に記載する期日までに、所定の振込先に支払うこととします。(料金振込手数料は出展者の負担とさせていただきます。)出展者が協賛団体会員の場合には、主催者に代わって協賛団体が出展料金の請求・収納等を行うことがあります。なお、主催者は必要により出展料金を一括で請求することができます。

2-7 出展スペース

出展スペース(P.11「JIMTOF2022出展契約条項」第2条参照。)は主催者が小間割当決定後、出展料金の残金(第2回)の請求とともに出展者に通知します。出展者は決定された出展スペースに対して異議・変更の申し出を行うことはできません。また出展者は、出展スペースの全部または一部を第三者に売買・担保・譲渡・貸与または出展者相互間で交換することはできません。ただし、共同・内部出展者に対してはこの限りではありません。(共同・内部出展者については2-2(2)をご参照ください。)

2-8 出展契約の解除・変更

出展契約の成立後、出展者は出展契約の全部または一部を原則として解除をすることはできません。ただし主催者に書面にてその旨を通知し、その承諾を得た場合はこの限りではありません。出展者が契約の全部または一部を解除する場合、出展者からの書面等による通知を主催者が受領した日を基準として、出展者は主催者に以下に定めるキャンセル料を支払わなければなりません。

期限	キャンセル料
出展料金の半額(第1回)支払期日の翌日から出展料金の残金(第2回)支払期日まで	出展料金(税込総額)の50%
出展料金の残金(第2回)支払期日の翌日以降	出展料金(税込総額)の100%
出展料金一括支払期日の翌日以降	出展料金(税込総額)の100%

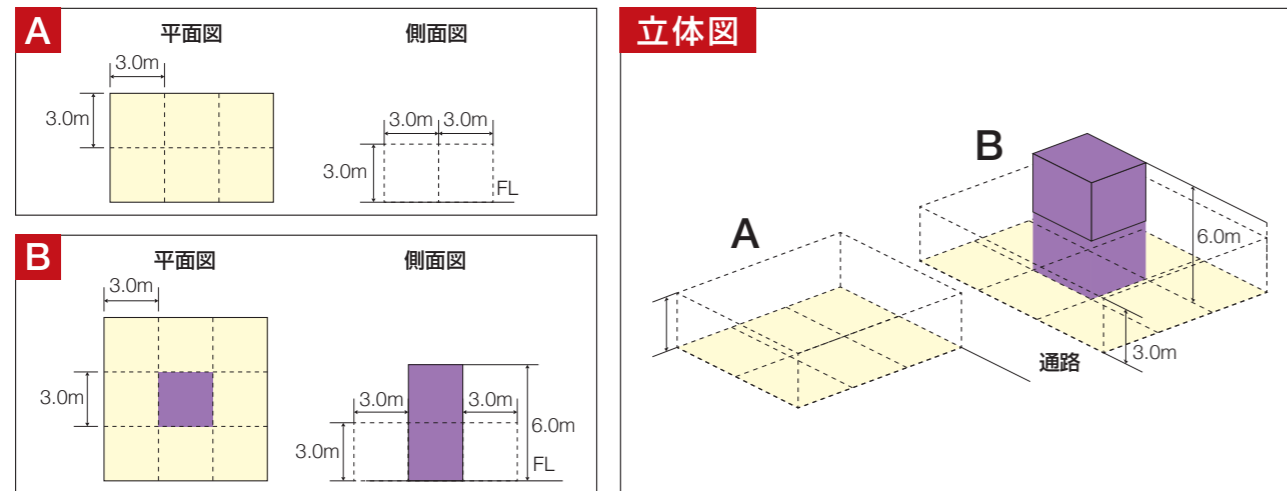
なお、既納の出展料金がある場合はその全部または一部をキャンセル料に充当します。また、出展契約の一部を解除する場合のキャンセル料は、解除する出展規模に相当する出展料金により算出します。なお、出展者が主催者・協賛団体・海外工業会会員の資格を失った場合は契約内容の変更となり、一般出展者とみなされます。その場合、主催者は出展料金の差額を請求します。2022年11月7日(月)13:00までに申込者が割当出展スペースの使用を開始しない場合、主催者は契約の解除とみなし、出展者は出展スペースの使用権を失います。この場合、主催者は既納の出展料金およびその他各種料金は返還しません。なお主催者・協賛団体は、これによって生じる出展者の損害等については一切の責任を負いません。

3. 展示装飾

3-1 高さ制限

照明を含む装飾の高さは3mまでとします。(下図A参照)ただし、通路、隣地、壁面側小間外周面より3m離れた内側の範囲においては、装飾物等の高さは6mまで認めます(下図B参照。ただし、小間内バナーについてはこの限りではありません。「3-4.小間内バナーの設置」をご参照ください)。装飾物等が高さ3mを越える場合、また天井構造を有する場合は、図面を含めた計画を主催者へご提出いただきます。(展示ホールには自動火災感知器等消防設備が設置してあります。小間内に天井等を設置する場合は消防設備の妨げとなる場合があります。煙感知器、パッケージ型消火設備等の設置(有償)が必要となる場合があります。)なお、出展物自体には高さ制限はありませんが、3mを越えるものについては出展申込時に寸法を記入頂くことで主催者へお知らせ下さい。

装飾物の高さ制限説明図



A：高さ制限 3mまで 3mを超える装飾はできません。(薄いパネルや看板も不可)
B：高さ制限 6mまで装飾可能

3-2 照明設置のための高さ制限の緩和

15小間以上の出展者で次の条件を満たす場合に限り、通路際からセットバックなし、隣接小間から1mのセットバックで、高さ6mまでの照明器具を設置できることとします。

- (1) 展示物の特性上、来場者が見学する上で、高さ3mまでの照明では十分な光を照射できない場合(大型機を通路際に展示する場合等)
- (2) 会場壁面に隣接する小間で、当該照明灯が高さ3m以上となっても、他社小間の見通しに影響を及ぼさないと認められる場合
- (3) 事前に設置計画書を主催者に提出し、許可を得た出展者であること
- (4) 設置可能な照明
 - ① 展示物に照射する照明及びその支持構造物であり、装飾的要素がないこと
 - ② 支持構造物の上部に照明を設置する形状であること
 - ③ 支持構造物は照明の設置に必要なものに限ること
 - ④ 照明及び支持構造物には出展者名やロゴ等の特定の企業を連想させる要素がないこと
 - ⑤ 外観は白・黒・シルバー等シンプルな単色とし、際立って目立つものでないこと

3-3 2階建て構造(※3階建て以上の構造は不可)

2階部分の床面積に対する小間料金は、JIMTOF2022においては、無料とします。2階建て構造物の設置は、契約出展小間数が1ヶ所の出展につき、15小間以上の出展者のみ設置可能とします。2階部分についてはその使用を商談目的の利用に限ることとします。その他、設置条件の詳細については「出展者マニュアル」にてお知らせいたします。

3-4 小間内バナーの設置

21小間以上の出展者で小間内バナーの設置を希望する場合は、安全性確保のため主催者が、別に定める料金で小間内バナーの作製および吊り下げ作業を一括して行います。

3-5 装飾資材について

日本の消防法で定めた防災性能を有した装飾資材のみ使用が可能です。なお、海外で認定を受けた資材に関しては、認定証明書のコピー、証明書の和訳文および製品のサンプルを主催者へご提出いただきます。主催者より所轄消防署へ上記書類を提出し、認可を受けたもののみ使用が可能です。

3-6 注意事項

上記3-1～5に関する事項は、必要に応じ今後変更する場合があります。そのため、上記3-1～5に関する事項を含めて、展示装飾に関するその他詳細規程及び申込に関しては、「出展者マニュアル」を改めてご参照ください。

4. 火気・危険物の取扱い

展示会場内は東京都火災予防条例により、裸火使用、危険物品持込みが禁止されております。これを解除する場合は、所轄消防署長への届出・承認が必要です。裸火とは、炎・火花を発生させるものや器具の発熱部(灼熱して見えるもの)が露出しているものなどです。また危険物品とは、消防法別表第1に掲げる危険物、可燃性液体類及び可燃性個体類、火薬類、可燃性ガスなどです。これらの取扱いを予定される出展者は、出展申込時にお知らせ下さい。また事前にこれらの取扱いに関する資料をご希望の方、ご質問のある方は主催者までお問い合わせ下さい。また持込量は、危険物の小間内配置レイアウトや隣接小間の状況などにより制限があります。指定数量を超える内蔵油を使用する機械の実演はできません。指定数量を超える場合は主催者から使用量等の調整をお願いすることがあります。(右記別表参照)

危険物の規制に関する政令別表第3 抜粋 (1区画あたり)

品名	性質	指定数量(リットル)
特殊引火物		50
第一石油類	非水溶性液体	200
	水溶性液体	400
アルコール類		400
第二石油類	非水溶性液体	1,000
	水溶性液体	2,000
第三石油類	非水溶性液体	2,000
	水溶性液体	4,000
第四石油類		6,000
動植物油類		10,000

5. その他

5-1 出展物の即売の禁止

出展物を即売することは禁止します。ただし、出展物に関連する書籍類については例外といたします。

5-2 開催の中止

主催者は天災、感染症の大規模流行、政府・行政および公的団体等による規制または要請、展示会が開催される土地建物が入場に不適当となった場合、その他不可抗力および主催者の責めに帰しえない原因により、開催を中止することがあります。ただし主催者は、中止によって生じる出展者の損害もしくは費用の増加等については一切の責任を負いません。この場合、主催者は既納の出展料金から右記に定める金額を必要経費として差し引いて出展者に返還します。なお、中止を決定した時点で出展者が出展料金を支払っていない場合、出展者は右記に定める金額を主催者に支払うこととします。

中止決定時期	出展料金から差し引く必要経費
2022年2月28日(月)まで	出展料金(税込総額)の0%
3月1日(火)から5月31日(火)まで	出展料金(税込総額)の10%
6月1日(水)から9月30日(金)まで	出展料金(税込総額)の20%
10月1日(土)から10月31日(月)まで	出展料金(税込総額)の50%
11月1日(火)以降	出展料金(税込総額)の100%

5-3 会期、開場時間および会場規模変更

主催者は天災、感染症の大規模流行、政府・行政および公的団体等による規制または要請、展示会が開催される土地建物が入場に不適当となった場合、その他不可抗力および主催者の責めに帰しえない原因により、会期、開場時間および会場規模を変更することがあります。出展者はこの変更を理由として契約の解除・変更はできません。また主催者は、変更によって生じる出展者の損害もしくは費用の増加等については一切の責任を負いません。

5-4 出展物等の管理および保全

主催者は出展物をはじめとする会場全般の管理、および保全について最善の注意を払います。しかし主催者は天災その他不可抗力および主催者の責めに帰しえない原因により、出展者に所属する出展物・装飾物等に生じる損害または盗難等については一切の責任を負いません。

5-5 損害賠償

出展者は会場の設備または建造物もしくは人身等に対し、自己またはその代理人等の不注意その他によって生じた損害等について一切の責任を負わなければなりません。

5-6 支払の責務

出展者は主催者が請求する出展料ならびに諸経費の支払いにつき、その支払いが完了するまでその責を負うものとします。

5-7 保税展示場

主催者は出展物の保税展示のため、会場を保税展示場として申請します。保税展示を希望する出展者は出展申込時にお知らせ下さい。

5-8 招聘保証書の発行について

主催者は出展者のVISA(査証)の発行に必要な招聘保証書等の書類の発行はいたしません。

5-9 規程の遵守

出展者は主催者が定める本出展規程、「出展契約条項」、「出展者マニュアル」、およびその他の規程を遵守しなければなりません。出展者がこれら規程を遵守しない場合、主催者は出展申込の取消もしくは出展契約の解除をすることができます。なおこの場合、主催者はこれによって生じる出展者の損害等については一切の責任を負いません。

5-10 裁判管轄の合意

主催者または出展者が本件から生ずる紛争について訴訟を行う場合、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。この場合、すべての規程の解釈に当たっては日本語規程および日本の法規に従うものとします。

JIMTOF2022(第31回 日本国際工作機械見本市) 出展契約条項

株式会社東京ビッグサイト(以下、「甲」という。)とJIMTOF2022(第31回日本国際工作機械見本市)(以下、「本見本市」という。)出展申込者(以下、「乙」という。))は、令和4年(2022年)11月8日(火)から11月13日(日)まで開催する本見本市出展にあたり、本出展契約条項および「出展規程」「出展者マニュアル」、その他甲が定め乙に示した規程等(以下、「本出展契約条項等」という。)を遵守する。

■ 出展申込および契約申込

第1条 乙は甲に対して所定の出展申込を行い、甲がこれを受領した時をもって出展申込および契約申込が行われたものとする。

■ 出展規模および出展場所

第2条 出展規模は、乙が所定の出展申込時に記載する希望小間数に基づいて甲が調整し、出展承諾通知書にて乙に通知する規模とする。また、出展場所については甲が行う小間割当によって決定する。小間割当決定後、甲は乙に対して出展場所を通知する。この出展場所について、乙は甲に対して異議・変更の申し出を行うことはできない。(以下、この出展規模と出展場所とを「出展スペース」という。)

■ 契約の成立

第3条 甲は、出展を承諾した旨を乙に通知する。甲が乙に対し、出展承諾通知書を送付した時点をもって契約成立とし、乙は出展者として出展スペースの使用権を取得する。

■ 出展料金の支払

第4条 甲は第2条に定める出展規模に基づき、甲が別途定める「出展規程」に記載する出展料金を、半額ずつ2回(第1回・第2回)に分けて乙に対して請求する。乙は甲が請求する出展料金を、請求書に記載する期日までに所定の振込先に支払わなければならない。なお、甲は必要により出展料金を一括で請求することができる。

2. 乙が団体の会員企業である場合、団体が出展料金の請求および収納を行う時は、乙の団体に対する出展料金の支払をもって、甲への出展申込金の支払とみなす。(以下、出展料金の支払・受領につき、本契約条項において同じ。)

■ 振込手数料等

第5条 出展に係る料金の支払について、発生する全ての手数料(送金手数料、円為替取扱手数料、外貨受払手数料、コルレス先支払手数料、被仕向送金手数料、等)は、乙が負担するものとする。入金金額に不足が発生した場合、乙は、不足額に加え、事務手続きに必要な経費を10,000円を限度として甲に支払わなければならない。

■ 出展スペースの使用期間

第6条 乙の出展スペース使用期間は、2022年11月8日(火)から2022年11月13日(日)の会期中および会期前後の期間のうち、甲が別途乙に対して通知する搬入開始日から搬出終了までの期間とする。なお、甲が通知する搬出終了期日前であっても、乙が第16条に定める原状回復をしたものと甲がみなした場合、乙はその使用権を失う。

■ 出展スペースの譲渡等の禁止

第7条 乙は出展スペースの全部または一部を、有償・無償を問わず、第三者に対して担保に供し、譲渡し、もしくは貸与し、または出展者相互間で交換することはできない。ただし、事前に甲に書面で届け出てその承諾を得た共同出展者または内部出展者に対して出展スペースの一部を使用させまたは貸与する場合は、この限りではない。

■ 出展契約の解除・変更

第8条 乙は出展契約の全部または一部を原則として解除することはできない。ただし甲に書面等にてその旨を通知し、その承諾を得た場合はこの限りではない。この場合、乙からの書面等による通知を甲が受領した日を基準として、乙は甲に以下に定めるキャンセル料を支払わなければならない。

期限	キャンセル料
出展料金の半額(第1回)支払期日の翌日から 出展料金の残金(第2回)支払期日まで	出展料金(税込総額)の50%
出展料金の残金(第2回)支払期日の翌日以降	出展料金(税込総額)の100%
出展料金一括支払期日の翌日以降	出展料金(税込総額)の100%

なお、既納の出展料金がある場合はその全部または一部をキャンセル料に充当する。また、出展契約の一部を解除する場合のキャンセル料は、解除する出展規模に相当する出展料金により算出する。

- 乙が団体の会員企業の資格を失った場合は契約内容の変更となり、乙は一般出展者とみなされる。この場合、甲は乙に出展料金の差額を請求し、乙はこれを支払うものとする。
- 乙が次の各号のいずれかに該当すると甲が判断した場合、甲は何等の催告なく出展契約を解除することができる。この場合、甲は乙に既納の出展料金を返還しない。また、甲はこれにより乙に生じる損害等について一切の責任を負わず、甲に生じる損害等についての賠償を乙に請求できる。会期中、出展契約が解除された場合、乙は一切の出展行為を即時中止し、甲の指示に従い第16条に定める原状回復をしなければならない。
 - 本見本市の開催趣旨に反するおそれがある場合
 - 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがある場合
 - 他の出展者に不都合が生じるおそれがある場合
 - 会場となる建物またはその設備に損害を与えるおそれがある場合
 - 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ等(総称して「反社会的勢力」という。)に該当すると判明した場合
 - 出展申込内容に虚偽の記載をした場合
 - 出展申込内容に変更が発生し、甲の承諾を得られない場合
 - 本出展契約条項等に反した場合、または甲の指示に従わない場合
 - 共同出展者または内部出展者が前各号のいずれかに該当する場合
 - 本見本市にふさわしくない行為等があった場合
 - その他本見本市の管理、運営上支障があると認められる場合

■ 見本市開催の変更および中止

第9条 天災、感染症の大規模流行、政府・行政および公的団体等による規制または要請、展示会が開催される土地建物が入場不適當となった場合、その他不可抗力および甲の責めに帰しえない事由によって、甲は本見本市の会期、開場時間および会場規模を変更または開催を中止することができる。

2. 甲は、前項により乙に生じた損害等について一切の責任を負わない。

3. 第1項により会期、開場時間および会場規模を変更する場合、甲は乙の承諾を得ることなく必要な措置を講ずることができる。乙はこの変更を理由として出展契約を解除・変更することはできない。

4. 第1項により開催を中止する場合、甲は既納の出展料金から以下に定める金額を必要経費として差し引いて乙に返還する。なお、中止を決定した時点で乙が出展料金を支払っていない場合、乙は以下に定める金額を甲に支払うものとする。

中止決定時期	出展料金から差し引く必要経費
2022年2月28日(月)まで	出展料金(税込総額)の0%
3月1日(火)から5月31日(火)まで	出展料金(税込総額)の10%
6月1日(水)から9月30日(金)まで	出展料金(税込総額)の20%
10月1日(土)から10月31日(月)まで	出展料金(税込総額)の50%
11月1日(火)以降	出展料金(税込総額)の100%

■ 甲の管理と免責

第10条 会期および搬入出期間中、甲は出展物をはじめとする会場全般の管理および保全について善良な管理者の注意をもって、本見本市の円滑な運営に努めなければならない。甲は、本見本市の円滑な運営を行うため、乙に対し搬入出・展示および実演等の中止・制限その他必要な措置を要求することができる。この場合、乙は甲の求めた措置を乙の負担により直ちに実施しなければならない。

2. 乙が前項の措置を怠った場合、甲は乙に代わって必要な措置をとることができる。これに要する費用は乙が負担するものとする。なお、甲はこれにより乙に生じる損害等について一切の責任を負わない。

3. 甲は、天災その他不可抗力および甲の責めに帰しえない事由によって乙の出展物・装飾物等に生じた損害または盗難等について一切の責任を負わない。

■ 乙の管理責任

第11条 会期および搬入出期間中、乙は自らの責任と費用で出展物・装飾物等を管理し、搬入出・展示および実演等に際し、本出展契約条項等に基づき、本見本市の円滑な運営に努めなければならない。

2. 乙は自らまたはその代理人の故意または過失により甲または第三者に生じた損害等について連帯して責任を負う。

3. 共同出展者及び内部出展者については、前2項を準用する。

4. 乙は、前項によって準用される本条第2項または前項の規定による共同出展者及び内部出展者の責任について、共同出展者及び内部出展者と連帯してその責任を負わなければならない。

■ 出展物

第12条 乙は、甲が別途定める「出展のご案内」中の「開催概要」にある出展物を出展対象として指定し、かつ事前に甲の承認を受けた物のみを展示することができる。

2. 乙が前項に違反する物を出展し、甲が乙に対し即時撤去を求めた場合、乙は当該出展物を即時撤去しなければならない。

3. 乙が前項の即時撤去を怠った場合、甲は乙に代わって必要な措置をとることができる。これに要する費用は乙が負担するものとする。なお、甲はこれにより乙に生じる損害等について一切の責任を負わない。

■ 設備使用等に伴う支払義務

第13条 乙は甲が提供する設備またはサービス(以下、これらを「附帯設備等」という。)を必要とする場合、甲が別途定める「出展者マニュアル」に定める手続きを取り、所定の料金を所定の期日までに支払わなければならない。

2. 共同出展者または内部出展者が附帯設備等を必要とする場合、乙がこれに関する一切の手続きと支払を行わなければならない。

3. 乙が団体の会員企業である場合、第4条第2項を準用する。

■ 装飾施工

第14条 装飾施工は、乙が自らの責任と費用において出展スペース内で行わなければならない。

2. 乙は、装飾施工については甲が別途定める「出展者マニュアル」に記載する事項を遵守しなければならない。

3. 乙が前項に違反する装飾施工をした場合、甲は即時改修を要求することができる。この場合、乙は当該装飾物を即時改修しなければならない。

4. 乙が前項の即時改修を行わない場合、甲は自らの判断により当該装飾物の改修の他しかるべき措置を取ることができる。また、これに要する費用を乙に請求することができる。甲はこれにより乙に生じる損害等について一切の責任を負わない。

■ 立ち入り点検

第15条 甲またはその代理人は会場における保安・防火・防犯その他管理運営上必要がある場合、あらかじめ乙に通知したうえで出展スペース内に立ち入り、これを点検し適宜の措置を取ることができる。この場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

2. 緊急に対応を必要とする場合には、甲の事後の報告をもって足りるものとする。

■ 原状回復

第16条 出展スペースの使用期間が満了するまでに、乙は自らの費用で出展スペース内の出展物・装飾物その他一切の物件を撤去のうえ、出展スペースを原状に回復して甲に返還(以下、これらを「原状回復」という。))しなければならない。

2. 乙が前項の原状回復をしなかった場合、甲は出展スペース内の出展物・装飾物その他一切の物件の所有権を乙が放棄したものとみなして、これを任意に処分することができる。また、これに要する費用を乙に請求することができる。乙は甲に対してこれについての一切の請求・異議の申し立て等はできない。

3. 乙は、出展スペースの原状回復にあたって、甲に対して出展物・装飾物その他の物件の買取り、移転料その他の請求は一切できない。

■ 禁止事項

第17条 乙は次の行為をすることはできない。

(1) 出展物を即売すること。(出展物に関連する書籍類他甲が認めるものは除く。)

(2) 会場の建物および敷地内において、乙が出展スペース以外で出展物の展示もしくは装飾施工またはカタログの配布等の宣伝行為をすること。ただし、甲が事前に承諾した場合、この限りではない。

(3) 他の出展者、来場者および甲に迷惑となる行為

(4) 出展スペースを含む会場の建物、設備または敷地に損害を及ぼす様な行為

(5) 本出展契約条項等において禁止された行為

(6) その他、甲が不適切と判断した行為

■ 規程の遵守

第18条 乙は本出展契約条項等を遵守しなければならない。また、甲はやむを得ない事情により諸規程を変更することができる。乙はあらかじめこれに同意し、変更後の新規程等を遵守しなければならない。

■ 個人情報の取り扱い

第19条 乙が本見本市において、個人情報を取得する場合、個人情報保護法および関係法令を遵守し、適正な取得・管理・運営を行わなければならない。

2. 個人情報の利用に際しては、予めその目的を公表・通知し、その範囲内で利用しなければならない。

3. 乙の個人情報の取得・管理・運営および利用に際し生じた第三者との紛争については、乙の責任において解決するものとする。

■ 管轄裁判所

第20条 甲および乙が本出展契約から生ずる紛争について訴訟を行う場合、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。この場合、規程の解釈に当たってはすべて日本語の規程および日本の法規に従うものとする。

■ 主催・協賛団体の地位

第21条 本契約条項に定める出展料金の支払および受領(第4条第2項)のほか、甲が本見本市の開催に関して団体に委託した事項につき団体が乙に対して行った行為は甲の行為とみなし、それに関し乙が団体に対して行った行為は甲に対して行った行為とみなす。

■ その他

第22条 乙は、甲にVISA(査証)の発給に必要な招聘保証書等の書類の発行を要求することはできない。

第23条 本出展契約条項に定めのない事項については、甲が別途定める規程等によるものとする。その他の定めのない事項または疑義を生じた事項については、甲の決定するところによるものとし、これを乙に通知する。

出展品目類別参考表

Table with 2 columns: Item No. and Item Name. Includes categories like 1. 工作機械 (1) 旋盤, 2. ロール旋盤, 3. 自動旋盤, etc.

Table with 2 columns: Item No. and Item Name. Includes categories like 72 コンニングプレス, 73 矯正プレス, 74 押出しプレス, etc.

Table with 2 columns: Item No. and Item Name. Includes categories like 147 ボーリングバー・ボーリングヘッド, 148 スリープ・ソケット類, 149 アーバ・ホルダ類, etc.

Table with 2 columns: Item No. and Item Name. Includes categories like 218 作業工具, 219 機械刃物, 220 その他の機械工具, etc.

Table with 2 columns: Item No. and Item Name. Includes categories like 7. 精密測定機器・光学測定機器・試験機器, 8. 制御装置およびコンピュータシステム, 9. 出版物・広報・文献および報道, etc.

JIMTOF2018 出展者一覧

Table with 2 columns: Country (国内, あ) and Company Name. Lists Japanese exhibitors such as 小倉クラッチ株式会社, 株式会社尾崎製作所, etc.

Table with 2 columns: Country (か) and Company Name. Lists exhibitors from other countries such as カールストル・エンドスコープ・ジャパン株式会社, カールツァイス株式会社, etc.

Table with 2 columns: Country (た) and Company Name. Lists exhibitors from other countries such as 三立精機株式会社, 株式会社三輪油圧, 三和商工株式会社, etc.

Table with 2 columns: Country (は) and Company Name. Lists exhibitors from other countries such as 株式会社タングロイ, 株式会社チップトン, 中央精機株式会社, etc.

Table with 2 columns: Country (ま) and Company Name. Lists exhibitors from other countries such as マーボ株式会社, マール・ジャパン株式会社, 株式会社マイクローフィス, etc.

Table with 2 columns: Country (や) and Company Name. Lists exhibitors from other countries such as 安田工業株式会社, 八千代産業株式会社, 柳瀬株式会社, etc.

*:共同出展者 **:国内出展者 ※会社名は2018年当時のものとなります。